

おおいた産業人財センター使用パソコン調達仕様書

1 使用目的

おおいた産業人財センター（以下「センター」という。）の職員用パソコンとして利用する。

2 借入物品及び数量

借入物品及び数量は、別紙 1 のとおり

3 納入期限 及び 納入場所

2 の借入物品を令和 7 年 1 月 14 日（火）までに下記納入先の場所に納入すること。
落札決定した後、速やかに納入スケジュールを作成し、産業人材政策課の承認を得ること。

納入先：おおいた産業人財センター

住 所：大分県大分市中央町 3-6-11

電 話：097-533-2631

F A X ：097-576-8306

4 物品の仕様

(1) 機能、性能等に関する仕様

別紙 1 で指定するソフトウェアが問題なく動作すること。

別紙 2 「機能性能等に関する仕様」を満たしていること。

(2) 機能、性能等以外の仕様

① パソコン及び周辺機器は、全て新品かつ同一の機種で納品すること。

5 貸借期間中における機器の補償及び保守

保守サービス対応者が大分県内に常駐し、配備機器に障害・故障等が発生した場合、通報による覚知後は迅速に修理等に対応できる体制を有すること。

詳細は別添「保守条件書」のとおり

6 初期設定、配送設置、設定作業

(1) 設置作業

機器の設置はセンター職員立ち会いの下で行い、対象機器はセンターの指定する場所へ配送し開梱・設置すること。

梱包材等不要物は、センターが別に指示しない場合は全て持ち帰ること。

なお、設置作業に含まれるものは以下①～④のとおり。

- ① 箱等の梱包材から取り出し、机上に設置する。
- ② ノートパソコンの電源ケーブルを既設電源タップに接続する。
- ③ マウスをパソコン本体に接続する。
- ④ ノートパソコンへ既設 LAN ケーブルを接続する。

(2) 設定作業

- ① ノートパソコンにユーザ名、パスワード、PC 名を設定すること。
- ② すべてのノートパソコンについてネットワークの接続確認を行うこと。
- ③ ウイルス対策ソフトウェアのインストールを行い、パターンファイルを最新のものに更新すること。
- ④ 既存 NAS の共有フォルダを作成すること。
- ⑤ 既設プリンターのドライバーをインストールし、印刷テストを行うこと。
- ⑥ 現在使用しているメーラー(outlook、thunderbird 等)からアカウント情報及び過去メールデータを移行すること。
- ⑦ 既設パソコンからデータ移行作業のサポートを行うこと。

7 標識・シール貼付作業

リース物件情報、賃貸借期間、故障時の連絡先等を印字した標識シールを本体に貼付すること。納品機器の保証書は、まとめて提出すること。

8 回収作業

リース期間満了後、速やかに納入した全ての物品（消耗品を除く）を回収すること。撤去にかかる費用はすべて賃借料に含むものとする。

9 データ消去作業

(1) 回収した機器は、以下①～③のいずれかの方法により内蔵記憶装置のデータ読み出しが出来ないように処理を行うこと。作業場所は盗難、不正アクセス等の恐れが無い、受託者の任意の場所でよい。

- ① 米国国家安全保障局 (NSA) 基準準拠のデータ消去
- ② 米国国防総省 (DoD) 基準準拠のデータ消去
- ③ 内蔵記憶装置の物理破壊

- (2) データ消去作業に係る作業実施報告書を、任意の様式で作成し、
作業終了後速やかに産業人材政策課へ提出すること。リース期間満了後、回収した
パソコンは内蔵記憶装置のデータ読み出しが出来ないように処理を行うこと。

別紙1

調達機器要求仕様書

(1)ハードウェア

品名	メーカー	数量	備考
ノートパソコン	指定なし	13	

(2)ソフトウェア

Microsoft Office Home & Business 2021	Microsoft	13	
ESET CMJ-EPS1	ESET	13	5年間ライセンス

別紙 2

機能性能等に関する仕様

(3) ノートパソコン

仕様項目	仕様内容
(1)形状	①ノートパソコン型であること。 ②外形寸法 (W×D×H(前面)/(背面)) は 359×239.7×18.1/20.4mm 程度であること。
(2)OS	①Windows 11 Pro (64ビット) であること。
(3)CPU	①Core i5-1335U プロセッサと同等以上の CPU を備えていること。
(4)メモリ	①8GB 以上の容量を搭載していること。
(5)グラフィックコントローラ	①インテル Iris Xe グラフィックスと同等以上の性能を有すること。
(6)オーディオ機能	①ユニバーサルオーディオジャックを 1 つ以上内蔵していること。
(7)モニター	①15.6 インチのワイド TFT カラー液晶であること。 ②解像度が 1920×1080dpi 以上であること。
(8)内蔵記憶装置	①256GB 以上の容量の SSD を搭載していること。
(9)光学ドライブ	①搭載不要
(10)カメラ	①フロント側へカメラが搭載されていること。
(11)キーボード	①JIS 標準配列に準拠した日本語キーボード
(12)マウス	①USB で有線接続できるホイール搭載型のレーザー式マウス
(13)無線 LAN	①IEEE 802.11a/b/g/n/ac/ax 準拠、Wi-Fi6 適合していること。
(14)外部出力端子	①HDMI 端子、USB Type-C (電源供給、DP 対応)
(15)電源	①バッテリーの他に AC アダプタで給電できること。
(16)環境ラベル	①国際エネルギースタープログラムに適合する製品であること。
(17)その他	①Bluetooth 機能を搭載していること。

保守条件書

1. 保守対象及び内容

(1) 保守対象

ノートパソコン、マウス、電源アダプタとする。

(2) 保守内容

保守対象機器の修理及び部品交換

(3) 設置場所

おおいた産業人財センター

(4) その他

保守作業後、保守対象機器が正常に動作することを確認すること。

契約後に保守体制を書面にて提出し、産業人材政策課の承認を得ること。

2. 業務の時間

センターの開所時間（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までの日を除く午前 9 時 3 0 分から午後 6 時 0 0 分）（以下「開所日」という。）とする。

3. 保守作業の対応期間及び場所

保守担当業者が行う保守作業は、原則、職員が保守担当業者に対して保守作業の連絡を行った日（以下「連絡日」という。）から起算して 3 日以内に、おおいた産業人財センター（以下「センター」という。）に訪問し対応を行う。

また、センターでの対応が困難と認められる場合には、担当者と協議し引き取りし、保守担当業者が所有する作業場で保守作業を行うことができる。

4. 保守作業経費

故障した機器の原型復旧に要する部品・機材・修繕費等、保守業者が機器の設置場所までの移動に要する往復の交通費、輸送費等は、すべて賃借料に含む。

5. 保守業務の対象外とする事項

次に掲げる事項については、本仕様書に基づく受託者の保守業務の対象外とすることができる。

(1) センターの故意又は過失により発生した故障

(2) 天災地変等センター又は保守業者いずれの責めに帰することができない事由により発生した故障

- (3) センターの都合による機器の移設
- (4) 保守していない周辺機器又はソフトウェアに係る不具合対応

6. 保守点検

- (1) 年1回以上、各端末の定期点検を行うこと。
- (2) 保守担当業者は、保守業務を完了したときには、ただちに産業人材政策課職員またはセンター職員の作業終了検査を受けなければならない。
- (3) 保守担当業者は、(2)の検査終了の3日以内までに保守作業の内容を記した報告書（様式は任意）を産業人材政策課へ提出しなければならない。
- (4) 機器の故障が頻発する等により、発注者の業務に支障を来す場合は、協議の上、機器を交換する、若しくは同等以上の代替機器を迅速に準備すること。

7. 保守条件外の事項

本保守条件書に定めのない事項について疑義が生じたときは、必要に応じて協議して定めるものとする。